

6割超に1万円以上の割戻金

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）が運営する建設共済保険事業で、剰余金を契約者に支払う割戻金の2025年分が固まった。割戻率は過去最高の30・88%で、対象者の6割超に1万円以上が支払われる。

割戻金の最高額は約222万円
で、次いで170万円台と150万円台がそれぞれ2社、130万円台が4社など。分布を見ると、

最高は222万円

福祉共済団

100万円以上が計24社、50万円以上100万円未満が計115社、10万円以上50万円未満が計1896社などとなる。

福祉共済団は、8月28日に割戻金通知書を各契約者に発送した。9月28日に送金する。また、10月末までを「割戻金活用増額促進月間」と位置付け、割戻金とセットにした保険金区分の増額を呼び掛ける。